

社会福祉法人母恋
指定特定施設入居者生活介護及び
指定介護予防特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人母恋（以下「事業者」と言う。）は、要介護状態にある方に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に基づくサービスを提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的にして、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者の概要

(1) 事業者

法 人 名	社会福祉法人 母恋
法 人 所 在 地	北海道室蘭市新富町1丁目2番22号
代 表 者 氏 名	理事長 亀田 健司
電 話 番 号	0143-24-2011

(2) 事業所

事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護（平成21年4月1日） 指定介護予防特定施設入居者生活介護（平成21年4月1日）
事業所の名称	指定特定施設入居者生活介護事業所ふれあい母恋
指 定 番 号	0173501321
管 理 者 氏 名	長 内 政 紀
事業所の所在地	北海道室蘭市新富町1丁目2番22号
電 話 番 号 (FAX)	0143-24-2011 (FAX 0143-24-7211)
施設開設年月日	平成21年4月1日
入 居 者 定 員	50人

(3) 従業者の配置状況

職 種	職員数	保有資格・兼務状況	勤務体制
1 管理者	1 人	社会福祉施設長資格	8:00~17:00
2 生活相談員	1 人	介護支援専門員	
3 看護職員	2 人	看護師（機能訓練指導員と兼務）	
4 介護職員	16 人	介護福祉士 ヘルパー2級 介護職員初任者研修修了者、 介護職員実務者研修修了者	早番7:30~16:30 A 番8:00~17:00 遅番10:00~19:00 夜勤17:30~9:30
5 機能訓練指導員	1 人	看護職員兼務	8:00~17:00
6 計画策定担当者	1 人	介護支援専門員	

従業者配置については、厚生労働省が定める従業者基準を遵守しています。

休暇は週休2日制（1年単位の変形労働時間）

(5) 設備等の概要

設備等の種類	室 数	備 考
1人部屋	50室	23㎡ 介護居室又は一時介護室として使用する
食 堂	1室	128㎡
機能訓練室	1ヶ所	26㎡
浴 室	4室	一般浴2室、個人浴2室
便 所	57ヶ所	室内50ヶ所、性別専用4ヶ所、共用2ヶ所、身障者用1ヶ所

上記設備は厚生労働省が定める基準に適合しています

3 提供する介護サービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（1割～3割負担）

種 類	内 容	利用料金
食事	・栄養士の作成する献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態に配慮した食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため食堂にて食事を取っていただけるように配慮します。	利用料金は収入に応じ決められた1割又は2割又は3割分を利用者に負担して頂き、残りは介護保険から支払われます
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。	
入浴の介助	・週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・入浴時に見守り又は入浴介助を行います。	
清掃・洗濯 買物	・利用者の状況等、必要に応じ職員が居室の清掃・衣類などの洗濯、生活上必要な物に限っての買物を行います。	
着替えなどの 介助	・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを促すよう配慮します。 ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活を送るため、適切な整容が行われるよう援助します。	
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	
健康管理	・看護師が日常の健康管理をします。 ・緊急必要な場合には、協力医療機関等に速やかに引き継ぎます。 ・利用者が協力医療機関に通院する場合は、その介添えについて配慮します。	
相談及び援助	事業者は、利用者及びその家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

種 類	内 容	利用料金
おむつの提供	個人の状況に応じて、サービス事業所の取次ぎをします。	実費負担
行事等	利用者の希望による、行事・レクリエーション等に要する経費。	実費負担
通院・入院等の送迎	利用者の希望により、医療機関等への入通院の介助を行います。	実費負担
利用者の選択による 日常生活用品等	利用者の希望により、身の回り品として日常生活に必要なもの（例えば、歯ブラシやトイレトーパー、タオル等の個人用の日用品等）の購入。	実費負担

(3) 介護サービス利用料金（1日当たり）

厚生労働大臣が定める介護保険給付額を基準にしています

単位:円

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス利用料金	1,830	3,130	5,420	6,090	6,790	7,440	8,130
自己負担額（1割）	183	313	542	609	679	744	813

上記表は自己負担が1割の場合です。

2割の方は自己負担額が2倍、3割の方は3倍になります。

介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、自己負担額を変更します
加算等は別紙にてご説明いたします。

4 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	ふじかね内科医院
所在地	室蘭市輪西町1丁目10番3号
診療科	神経内科・循環器内科・内科

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	K.FUKUDA.CLINIC
所在地	登別市鷺別町3丁目22-2
診療科	歯科

5 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件

- (1) 事業者は、利用者に対してより適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するために必要と判断する場合には、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護等の提供の場所を事業所内において変更（以下「介護居室の変更」という）をする場合があります。
- (2) 事業者は介護居室変更の判断に際しては次に掲げるものとします
 - ・退院後等の生活状況の把握をする場合
 - ・心身状況の悪化により、自室での生活継続が困難な場合

6 留意事項

利用者は、施設の利用に当たって、次の各号に留意していただきます。

- (1) 心身の状況についての情報を管理者に提供すること
- (2) サービス担当者会議において利用者及び身元引受人の個人情報を用いる事に同意すること
- (3) 管理者及び従業員の権利を不当に侵害しないこと
- (4) 施設の利用について疑義がある場合には、管理者と協議すること
- (5) 介護保険法その他省令等に基づき市町村が事業所へ立入り検査又は調査等を実施する場合は、協力すること
- (6) 特段の事情がない限り、事業所の取り決めや指示に従うこと
- (7) 利用者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること
- (8) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出ること
- (9) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力すること

7 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

8 緊急時の対応方法

- (1) 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合又は緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行なうなど必要な措置を講じます。
- (2) 従業者は、夜間において、利用者に病状の急変、怪我及び事故が生じた場合、夜間緊急体制に基づき、管理者又は看護職員の指示に従い、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに身元引受人に連絡すると共に、顛末を記録し、再発防止策を図るものとします。

9 非常災害対策

事業者は、非常災害時に適切な対応をするため、非常災害時を想定した避難訓練計画を立てるとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出その他必要な訓練に努めます。

10 運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務内容別にマニュアルを整備し、適切なサービス提供体制を整備します。
- (2) 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密保持を厳守します。
- (3) 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者及び身元引受人の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとします。
- (4) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及び身元引受人の状況を把握するために、利用者の心身等の個人情報を提供した場合は、個人情報利用の内容等を記録します。
- (5) 事業者は、利用者のために、予め協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めておくものとします。
- (6) 事業者は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また業務内容別にマニュアルを整備し、適切な介護サービスの提供体制を整備するものとします。
- (7) 事業者は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行うと共に、従業員は必要な措置を講じるものとします。
- (8) 事業者は、介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を3ヵ月に一回以上開催するものとします。

11 苦情（契約書第15条参照）の受付、虐待防止相談の受付

苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます

- 苦情等相談窓口 生活相談員 電話 0143-24-2011
- 北海道国民健康保険団体連合会 電話 011-231-5161

1 2 施設を退去又は利用停止していただく場合（契約書第1 2条から第1 4条）

契約の有効期間中に、以下のような事項に該当するに至った場合は、当施設から退所又は介護サービスの利用を停止していただくことになります。（契約書第1 2条から第1 4条参照）

- ① 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ② 事業者が、止むを得ない自由により、事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所又は利用停止の申し出があった場合（詳細は以下を参照）
- ⑥ 事業者から退所又は利用停止の申し出を行った場合（詳細は以下を参照）
- ⑦ 利用者が死亡した場合

（1）利用者から退所又は利用停止の申し出で（中途解約・契約解除 契約書第1 2条参照）

利用者の有効期間であっても、利用者からの退所又は利用停止を申し出ることが出来ます。

その場合には、退所又は利用停止を希望する日の3 0日前までに解約届出書を提出ください。
但し、以下の場合には、即時に契約を解除、解約し、施設を退所又は利用停止することが出来ます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③ 事業者若しくは従業者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者若しくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申出により退所又は利用停止となる場合（契約解除 契約書第1 3条）

以下の事項に該当する場合は、当施設からの退所又は利用停止となることがあります。

- ① 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス料金の支払が2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、連続して3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

（3）契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。